

Title	江戸南伝馬町名主吉沢氏の失踪をめぐって：十八世紀後半における江戸伝馬町の伝馬役運営
Sub Title	On the Tenmayaku (伝馬役) taken by Edo-Tenmachi in the late 17th Century
Author	松崎, 欣一 (Matsuzaki, Kinichi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1972
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.44, No.2 (1972. 1) ,p.25(161)- 52(188)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19720100-0025

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

江戸南伝馬町名主吉沢氏の失踪をめぐる

——十八世紀後半における江戸伝馬町の伝馬役運営——

松崎欣一

- 一、はしがき
- 二、吉沢氏失踪事件の経緯
- 三、吉沢氏失踪事件の背景
 - (1) 伝馬町の土木工事費請負
 - (2) 南鐐二朱銀の借用
- 四、むすび

一、はしがき

天明三年（一七八三）八月、江戸南伝馬町一丁目の名主吉沢主計が突然に失踪するという事件が起った。史料制約があつて十分にその真因を把握しかねるところがあるが、本稿は草創名主の由緒をもつ吉沢氏が何故そのような事件を起さざるを得なかつたのか、この時期における江戸伝馬町とその伝馬役の運営をめぐる諸事情の中に原因を探らうとするものである。江戸伝馬町とは大伝馬町、南伝馬町、小伝馬町の三町をいい、国役として前二者（両伝馬町という）が道中伝馬

江戸南伝馬町名主吉沢氏の失踪をめぐる

（一六一）

二五

役、後者が江戸廻り伝馬役を負担していた。さらに四谷、赤坂の伝馬町があるが当初は前者が大伝馬町に後者が南伝馬町に付属するものとして開かれた町である。吉沢主計はか高野新右衛門、小宮善右衛門が南伝馬町、馬込勘解由が大伝馬町、宮辺又四郎が小伝馬町のそれぞれ名主及び伝馬役人を兼帯していた。⁽¹⁾

なお本稿の主要な典拠史料は「撰要永久録・御用留」及び「御伝馬方旧記」である。前者は南伝馬町二丁目の名主高野家に伝わったもので現在は東京都立公文書館に所蔵され、「東京市史稿」各巻に分載収録されている。後者は大伝馬町の名主馬込家に伝えられた史料を「馱通志稿」編纂の時に整理してなったものようで、現在は逡信博物館に所蔵され、さらに最近、児玉幸多氏によって公刊されたものである。ともに伝馬役の運営にかかわる全く同じ種類の記録を多く残すが、一方にあり他方に含まれない記録もある。例えば、本稿では特にそれぞれを註記していないが、第二項については撰要永久録を中心とし、第三項の(2)については主として御伝馬方旧記によって記しているものである。

二、吉沢氏失踪事件の経緯

南伝馬町一丁目の名主吉沢主計の失踪という事件は、要するに安永二年より天明三年に至る間に行われた町内四か所の屋敷の家賃書入れをめぐり、名主としての吉沢主計の不正な処置が露見し、それについての追求を逃がれようとするところに起ったものである。事件の関係者はかなりな数に上るがはじめにその経緯をひととおりみておきたい。まず事件発覚の契機となったのは次の二件であった。

天明三年八月十六日、南伝馬町の組合名主達は町奉行所より同町一丁目西側の北角より四軒目にある屋敷の払い下げについて入札人を立てるようとの命をうけていた。間口京間四間半、奥行町並二十間あり、もと同町庄次郎の所持地であったが、町奉行所に没収されていたものである。ところが同屋敷について南紺屋町十右衛門店太郎兵衛より、所持者庄次郎

への金五百五十兩の貸金の担保として取ったもので貸金の返済が滞っているものという申立てがあり、さらに他にもさまざまな噂があってその旨を二丁目名主高野新右衛門、三丁目名主小宮善右衛門が連名で同月十九日朝に町奉行所へ申告したのである。この屋敷が町奉行所により没収され、さらに払い下げられた理由は詳らかでないが、おそらく太郎兵衛が庄次郎より貸金の担保に取ったあと、後述のように茶屋四郎次郎よりの借金に引当てたことに関係があるようである。

一方箔屋町家主惣兵衛の吉沢主計に対する貸金について問題が起こり、八月二十日に町奉行所へ両人の出頭が命ぜられるということがあった。惣兵衛がこの件につき十九日夕刻主計を訪ねたところ、すでに同日午前中に主計とその家族の行方が不明となっていた。また前述の庄次郎の行方も同様であり、その件が同町月行事ほかより新右衛門及び善右衛門方へ連絡されて来た。従ってこれらの事件についても重ねて同日夜半に町奉行所へ報告したというのである。

さっそく取調べが行われた結果、名主吉沢主計を中心として庄次郎所持屋敷ほか、南伝馬町一丁目内の四か所の屋敷についてそれぞれ何重にも家質書入れが行われていたという不正事件が明らかになったのである。四か所の屋敷とは次の通りである。

① 南茅場町善八店佐兵衛忰甚三郎所持屋敷

一丁目東側南角より三軒目。間口京間十間、奥行町並二十間。

② 南茅場町善八店佐兵衛所持屋敷

一丁目西側北角より三軒目。間口京間五間、奥行町並二十間。

③ 金座役人中山岑次郎所持屋敷

一丁目東側南角より二軒目。間口京間十間、奥行町並二十間。

④ 前述、庄次郎所持屋敷

江戸南伝馬町名主吉沢氏の失踪をめぐって

それぞれの屋敷について問題となったところをみてみよう。まず①については、天明二年十月十日、通二丁目白木屋庄右衛門方へ千二百両の借金の担保として、甚三郎五人組の又兵衛、利右衛門、清助及び名主主計が連印保証した沽券状が渡されていた。ところが同じ屋敷について同二年十二月十三日因幡町家持新太郎方より六百両、同十八日元赤坂町りん代茂右衛門方より八百両、同二十八日浅草瓦町小玉屋権左衛門方より七百両、同三年四月霊岸島銀町二丁目ちよ後見与兵衛方より六百両、以上五重の家質書入れが連続して行われていたのである。それぞれ名主主計をはじめ五人組連印の沽券状が相手方に渡されているのであるが取調べの結果、五人組の又兵衛及び利右衛門については印形が相違し、しかも沽券状作製の席にも同席していないことが判明した。結局五人組のうち清助は町奉行所により八月二十二日に捕えられ、二十六日に出牢し、五人組又兵衛及び利右衛門方へ身柄が預けられた。また甚三郎は八月二十日に失踪して行方不明となったので、茅場町家主善八と甚三郎地請人南伝馬町一丁目利助店兵左衛門の両人に対して探索が命ぜられている。

②については、天明二年十一月十九日、山下町忠七店平兵衛に対して、五百両借金の担保として佐兵衛五人組の庄次郎、藤兵衛、及び名主主計が連印した沽券状が渡されていた。しかしこれについても、同三年五月神田横大工町家持惣兵衛方へ二百両の家質書入れが行われ、五人組の庄次郎、藤兵衛、名主主計の連印の沽券状が重ねて渡されていたのである。後者の件について藤兵衛は同席せず印形も相違しているということであったが、九月十六日月行事利助方へ身柄を預けられた。また庄次郎は八月十九日に失踪したが町奉行所に捕えられ、さらに佐兵衛も八月二十日に姿を隠したため、佐兵衛地請人一丁目理助店兵左衛門及び家主善八に対して探索が命ぜられている。

③の屋敷は天明二年八月に御弦師御用達岸本四郎次悴栄次郎に対して千二百両で売渡されたのであるが、これについて前年の七月に庄右衛門なる者の家屋敷としてその五人組である甚兵衛、善六、そして主計の加判した沽券状により浅草蔵前瓦町家持四郎左衛門方へ八百両の家質書入れをしているのである。この場合についても甚兵衛及び善六より沽券状作製

の折に同席せず押印していないという申出があった。

①については、安永二年十二月、南紺屋町十右衛門店太郎兵衛方へ五百五十両の家質書入れが行われ、五人組の藤七、伊右衛門、惣次郎、藤八、そして名主主計が連印の沽券状が渡されている。ところがさらに同じ屋敷について、同年九月浅草花川戸町家主伝兵衛より三百両、同七年十二月富沢町三郎兵衛店又兵衛より二百両、同九年八月小石川伝通院前白壁町八右衛門店伊右衛門より二百両、天明元年五月本町四丁目家主理兵衛より百五十両、同年十二月牛込等覚寺門前家主茂兵衛及び小日向水道町理兵衛より三百両、同二年四月神田小柳町ゑる後見藤次郎より四百両、同三年五月神田横大工町家持惣兵衛より二百五十両、以上八重の家質書入れが行われていたのである。これについても庄次郎五人組の藤七、伊右衛門、惣次郎、藤八は太郎兵衛方への家質書入れ以外については加判していなかった。藤七及び伊右衛門は四年前より組違いになっており、惣次郎は天明三年正月に病死しているのである。惣次郎の跡家主嘉右衛門は家質に加判していたため、八月二十一日に行方をかくし、同人について月行事才兵衛及び嘉右衛門、家守請人本郷五丁目安八店藤八に対して探索が命ぜられている。また五人組の藤八は九月十六日に月行事理助へ身柄を預けられている。

以上のような南伝馬町一丁目内の四か所の屋敷についてそれぞれ何重にも家質書入れが行われた事件について、結局、天明五年正月に町奉行所によって次の様な決着がつけられた。すなわちそれぞれの屋敷は最初の家質書入れが正当であると認めること。従ってその後の家質書入れ者の権利は認められず結局貸倒れとなること。但し①の南紺屋町十右衛門店太郎兵衛については庄次郎所持屋敷を家質に取ったあと茶屋四郎次郎よりの借金に引当てており、先年没収されているので問題とならない。また不正書入れの関係者で行方不明のままである名主主計についてはその従弟である南伝馬町一丁目理助店平右衛門に、南茅場町善八店佐兵衛及び忤甚三郎については両者の家主である善八と地請人である南伝馬町一丁目理助店兵左衛門に対してそれぞれさらに行方追求を命ずること。またこれまでに発見できなかったことにより過料三貫文を

科すること。なお○の処置については史料に全く記されず不明である。

さて吉沢主計は南伝馬町二丁目名主高野新右衛門、三丁目名主小宮善右衛門とともに南伝馬町における道中伝馬役をも兼帯していた。従って道中伝馬役の運営についても問題が残されたわけで、その失踪後の伝馬役運営は高野、小宮兩人によることとなった。また主計の支配する各町の諸事については当分月行事勤めということになったが、さらにその後、南横町については組合名主である大鋸町茂兵衛、正木町については同じく本材木町次右衛門の附支配となった。南伝馬町一丁目については月行事勤めが続けられたが主計失踪の一件が落着した天明五年十一月になって、ようやく新右衛門と善右衛門兩人の年番持ということが正式に決定している。この間、南伝馬町一丁目内からは新右衛門と善右衛門の支配をうけることについて反対する動きがあったようである。南伝馬町組合名主七名⁽²⁾の連署した天明五年六月の記録には、主計一件落着の上は一丁目は新右衛門と善右衛門の支配に相違ないが「万一右町二而心得違致、組合之内外同役江支配付之儀申来候共、決而不致承引、急度相断⁽³⁾」とあり、同じく九月の記録には、この五月に一丁目の町人に対し新右衛門、善右衛門兩人が伝馬関係は勿論その他町奉行所関係の諸事について支配すると説明したところ「町内ニ跡名主無之儀を彼是事六ヶ敷申⁽⁴⁾して一向に聞入れない。従って町奉行所より一丁目町人に対して新右衛門、善右衛門兩人の支配を受けるよう仰渡されたいとある。このことについては新右衛門と善右衛門兩人も同様の申請を町奉行所に出している。また時日が明確でないが一丁目家主一同より伝馬御用ならびにその他の公用にについて小宮善右衛門の支配を受けたいという要請も出されているのである。さらに新右衛門、善右衛門兩人による年番持を承知した天明五年十一月の請状(一丁目家主十五人、二丁目十五人、三丁目二十三人の家主、新右衛門、善右衛門、組合名主七人の連署したもの)の中には次のような説明がなされている。すなわち国役としての伝馬役勤めとそれに付随した御能拝見の特権などについては、南伝馬町三町は一体であり、主計支配の他の町と同様の取扱いはできない。主計失踪当時は突然のことで混乱し、新右衛門、善右衛門兩人ともにこの

事情について組合名主にも説明しなかった。しかし本来は伝馬役勤めについて三町は一体となるべきものであるから、この点を町奉行所にも訴え、結局、新右衛門と善右衛門による年番支配を認めたのであるというものである。この三町の一体性については別に同年五月に新右衛門、善右衛門兩人より町奉行所に対して、「……：旦南伝馬町之儀も、古来より三町分一駄ニ而、名主家督願之節も三町一同町人共連印仕御願申上来、并売券等有之候得も、名主三人方江弘等請取、役料之儀も御伝馬・名主役と相分り不申、一統二名主三人江役料請取来候故、主計欠落後も壹丁目分役料と申相分不申候故、三町分を兩人方江請取申候儀ニ御座候……：」⁽⁵⁾というかたちでも説明され一丁目分が兩人の支配となっても差支えないと答申している。これらことから主計失踪後の一丁目の支配と伝馬役運営について、新右衛門や善右衛門をはじめとして各町の家主などにそれぞれに利害関係が錯綜したものであると思われるのである。

ところで「家質」は江戸時代の都市の金融上大きな機能を果たしたものであった。⁽⁶⁾借金証文に債務者が自分はこの不動産を有する旨を書入れて貸借関係のある程度の保証をするいわゆる「書入れ」とは異なり、家屋敷の質入れというも⁽⁷⁾っとも確実な従ってまた利率の低い担保物件として経済取引上きわめて重要な地位を占めていた。天保二年の北町奉行所年番上申書には「一駄沽券証文之儀ハ、市中融通第一之品ニ候処、次第ニ偽物多罷成、手違ニ相成候而は金主方之もの大金損失致し候故、沽券借は勿論家質取引杯ニも差障」とあつてこ⁽⁷⁾うした事情を窮いうる。典拠史料の用語に従い吉沢主計をめぐる一連の事件について「家質書入れ」という表現を取つたがこれは単なる書入れではなく、沽券証文の授受を伴う家質設定についての不祥事件であつた。

家質設定にあつた⁽⁷⁾ての⁽⁷⁾手続きは大阪と江戸による違い、またそれぞれの時期による違いもあるが、具体的には債務者が債券者に対して売渡証文（沽券状）とさらに借家請状（家守請状）を入れて、引きつづき家質設定後もその家屋敷を占有する形式を取るもの、売渡証文の形式によらず利足あるいは家賃についての規定を含む家質証文を債務者が債権者に入れ

るものなどがあつた。単なる「書入れ」の場合は債務者が不動産をもっていることを宣言するのみなので二重書入れなどの問題が起りやすかつたが、「家質」の場合は名主、五人組の加判も必要であり、より確実な保証のある金融方法とされていた。しかしこうした家質の設定にあたって、名主は債務者と債権者の両者の間にたつて家質証文や沽券状に加印することによって直接に契約の成立を有効ならしめる役割を果たし、手続きの成立にあたって当時者より礼金を得ることを特権としていた。沽券状に加印の場合、問口、取引代金にかかわらず銀二枚の礼金を得ていたといふ⁽⁸⁾。また江戸における取引の場合、普通は本沽券状を名主に預けることからこれを名主が悪用して不正を図るものが多く、天保十三年に手続方法を本沽券状は債権者に渡し、債権者は預り状を出すといふように改正したこともあるのである。

さて南伝馬町一丁目内に起つた八重の家質設定といふ一件を含む四件の不正な家質書入れの事件について、責任者としての名主吉沢主計がどこまで主体的に動いていたのかは不明である。しかしこの事件発覚の契機となつた一件に箔屋町家主惣兵衛の主計に対する貸金の問題があつたことなどからみて、主計自身に借財を必要とする何らかの逼迫した事情があり、それが一連の不正事件に関与せしめたといふことを推測しうると思われる。そこで必ずしも直接に両者を結びつける証拠は見い出せないが、名主としての吉沢主計は一方でまた道中伝馬役人の一人として重要な任務を帯びていたことも関連して、この事件の発生した天明三年を含む十八世紀後半(明和ノ寛政期)における江戸伝馬町の伝馬役運営をめぐる諸事情を次に探ってみたい。

三、吉沢氏失踪事件の背景

(1) 伝馬町の土木工事費請負

伝馬町は無償あるいは低く押えられた公定賃錢で大量の人足、伝馬を幕府御用として提供する義務を負っていた。例え

ば大伝馬町と南伝馬町の負担した道中伝馬役の運営のためには年間二千両にも及ぶ経費を要し、その五割ないし八割位までが国役負担金として両町内の地主・家持層の直接の負担となっていた。それは彼等の地代・店賃収入の半分ほどにも及んでおり他の国役負担の町のそれと比較してかなり過重なものであったのである。従ってこうした伝馬制度を維持存続させるため、伝馬町に対するさまざまな助成制度が設定されたのである。継飛脚給米の給与、町屋敷の下附及び貸与、金銭の下附及び貸与、鞍判制度の設定、牛車や大八車の規制などがそれである。ここにこれから見ようとするのはそのような助成制度のうち、金銭の貸与及び下附の一形態と考えられるものである。

明和六年十一月、三伝馬町（大伝馬町、南伝馬町、小伝馬町）の伝馬役人（馬込勘解由、吉沢主計、高野新右衛門、小宮善右衛門、宮辺又四郎）は次のような訴状を町奉行所に提出している。すなわち、明和元年の朝鮮使節来聘前後の御用、琉球人帰国の人馬御用、同二年の日光法会の諸御用などこのところ伝馬御用繁多であり、加わえて宝暦十年に大伝馬町と小伝馬町が、明和三年には再度大伝馬町が類焼し、それぞれ拝借金を下されたけれども困窮は甚しい。このたび元禄年間に行われていた江戸市中の貸駕籠と大八車に対して三伝馬町より極印を押し口銭を取るといふ助成制度について問合せがあったけれども、もし復活の意向があれば是非とも三伝馬町に許可されたい。その代りに貸駕籠、大八車助役が停止された代償として与えられた四か所の拝借屋敷は返上し、場合によっては買取ってもよい。そして貸駕籠、大八車より得た極印賃の三分の二を三伝馬町分とし、三分の一を上納してもよい。このように訴えているのであるが、この訴状に端を發した問題は次に見るようになりかなり複雑な経緯を経て、三伝馬町にとって毎年四百両の助成金を得るといふ結果をもたらすことになるのである。

ところで貸駕籠、大八車の件についての問合せがあったのは町奉行所側に、猿江御材木蔵内堀浚、大川御船蔵前出洲浚、大川三保築立の三土木工事を何等かの助成を与えることによつて請負わせようとの意向があったためであった。従つてさ

きの訴状に続いて同じ十一月には町奉行所より伝馬町に対して、四か所の拝借屋敷の売却代金に加わえて、貸駕籠、大八車運上金を何年分受取れば、猿江御材木蔵内堀浚と大川御船蔵前出洲浚を請負い、さらにその後、運上金収入の何割を上納できるか見積りをして答申をするようにとの要請が出されている。これに対して伝馬町側は見積りの仕直しや答申を重ねて、直接に工事の請負いをしては伝馬御用に差障りが出るので、度々このような工事に關係している通塩町家主半十郎他の者に請負いを命じてほしいこと。七千両を要すると思われる工事費については、拝借屋敷売払代金と貸駕籠・大八車運上金を十五年間受取ることによって調達し、さらに十六年目よりは毎年その三分の二を伝馬助成金として受取り、残る三分の一は上納すること。以上の二点を申し出ている。明和七年一月六日にはこのような条件で工事に着手すべく、伝馬役五人と工事請負人として伝馬町の指名した四人の内、通塩町家主半十郎及び鉄炮町次兵衛店和助が町奉行所に呼び出しを受けた。そして工事請負人兩名に対して、先きに着手する猿江御材木蔵内堀浚の工事費四千三百両の六分に相当する二千五百八十両の家賃を差出すよう指示が出されるところまで進展したのである。

ところが貸駕籠、大八車運上金の見積りについて不安があり、さらに大川三俣の埋立て工事をも併せて考慮することになって、同年二月十三日には次のように町奉行所より伝馬町に対して要請が出されたのである。すなわち貸駕籠、大八車運上金の代りに毎年九百五十両ほどある質屋上納金をあてるかたちで計画をたてなおすようにというものである。伝馬町側はさらに工事の規模が大きくなったので辞退をしたが、再度の指示によって次のような立案をした。すなわちさきの工事費七千両に大川三俣の工事費二千五百両を加算して、総計九千五百両の経費は二年間で上納したい。そのため拝借屋敷売払代金四千三百両をあて、不足額五千二百両の調達については質屋上納金九百五十両を八年間受取ることによって補償してほしい。さらに九年目から質屋上納金のうち毎年四百両を受けて伝馬助成としたいというものである。五千二百両の不足額に対して上納金八年分七千六百両は多額にすぎるとはならないかという町奉行所の見解に対しては、町方金利は一割

二三分が普通だが、この場合九分で計算をしていると伝馬町側は答えている。結局、以後いかなる異変があっても伝馬助成の拝借金の要請はしないという伝馬町側の一札も入ってこの条件で工事が開始された。猿江御材木蔵内堀浚は明和七年十月着手。同八年五月完成、三俣築立て、大川御船蔵前出洲浚は同八年六月着手、安永元年十月完成である。

さて工事は完成したが、水中の難工事のため涉らず、また大火があつて賃銭その他が高騰し人足が集まらない、そのうえ大風雨のため出水し締切り等が破壊されて修復に手まどるなどの大幅な誤算があつて、出費は二万六百六十六両二分という高額に上つた。安永三年の史料によれば出費の内訳は次の十一項目を数える。

- ① 五千四百両 猿江御材木蔵内堀浚請負人和助・半十郎への支払い。
- ② 四千五百両 大川出洲浚・三俣築立て請負人弥平次への支払い。
- ③ 二千七百九十両 弥平次担当の工事が進捗せず請負い取放ちの結果、残る約四か月間の賃銭支払い。
- ④ 二千五十両 三つの工事に関連した工事の請負人七郎右衛門への支払い。
- ⑤ 五百九十両二分 七郎右衛門担当の工事が進まず請負い取放ちのため残る約一か月間の賃銭支払い。
- ⑥ 四千七百五十両 工事内容については史料より読みとれないが、再度の七郎右衛門に対する支払い。
- ⑦ 二百両 大川御船蔵前出洲浚完了後出水あり補修工事支払い。
- ⑧ 百五十両 七郎右衛門請負工事のうち七人の人夫に対する未払い賃銭の支払い。
- ⑨ 五十両 大川締切り跡を取払ったあとに残した杭を処理するための支払い。
- ⑩ 二十九両 酒井修理大夫他の屋敷前の下水を三俣築立地内に導くため、また大橋際の町方物揚場の石垣の損傷補修工事のための支払い。
- ⑪ 百五十両 三つの工事に関連した伝馬役人の雑費。筆墨入用。

このような出費に対して、まず拝借屋敷売払代金は金繰りに差つまり予定よりも急いで売払ったため、あわせて二千八百二十五両で見積りを千四百七十五両も下廻った。本町四丁目屋敷二千八十両、神田旅籠町屋敷四百九十五両、元柳原六丁目屋敷百五十両浅草旅籠町屋敷百両であった。これに予定より百三兩二分の不足があったが質屋上納金八年分七千四百九十六兩二分をあわせても、結局一万三百四十五兩が全くのマイナスとなったのである。この内、七百六十三兩は伝馬役人達の所持する家屋敷の売払いにより調達された。残る九千五百八十二兩余は大伝馬町の馬込勘解由による調達（第二表参照）と立替え払いが行われている。そのうち南伝馬町伝馬役人負担分金三千八百三十二兩三分、銀五匁四分九厘六毛は九分の利足をつける条件で質屋上納金四百兩のうちの南伝馬町配分額を年々の返済にあてる取りきめがなされている。

ところでこの一連の土木工事の請負いについて伝馬役人と町内との見解は必ずしも一致していなかったようで、史料に見る限りではとくに南伝馬町内に問題があったようである。たとえば発端の明和六年には、三か所の普請について三伝馬町一体となってあたりたいたいという伝馬役人の意向を南伝馬町の年寄と年番へ伝えたところ、小間割出銀は迷惑であるということなので、結局、伝馬役三人（吉沢、高野、小宮）が出費について南伝馬町としての責任をもつということになっている。また明和七年九月には次のような証文⁽⁹⁾が取りかわされている。

一札之事

一先達而駕籠車之運上御願筋相障候ニ付相止、其後猿江御材木蔵堀浚大川出洲三俣埋立御普請御用被仰付候ニ付、三伝馬町拝借屋敷売払、足金も各方々御番所江御上納被成、右御普請之儀も請負人共江從御番所被仰付、尤質屋運上金八ヶ年之内も右浚方入用被下置、御勘定相済候上ニ而九ヶ年目も永ク御伝馬御用為助成、金壹ヶ年ニ四百兩宛被下置候段、御番所被仰付候旨被仰聞候得共、浚方御普請之義は拙者共方々御願申上候筋ニ而も無御座儀ニ付、御伝馬御用助成金も只今迄之拝借屋敷地代上り高割合之通、壹ヶ年ニ三拾八兩宛之割合を以、拝借屋敷売払候年々其元も請

取可申候、俊方入用金之儀も任仰拝借屋鋪差出候、然ル上も何程入用相掛り候共各方を被差出、町内江も出銀決而相掛申間敷旨、猶又被仰聞承知仕、差障候儀曾而無御座候ニ付致連印候為後日仍一札如件

明和七寅年九月八日

南伝馬町二丁目

八左衛門

徳兵衛 利兵衛

治兵衛 嘉兵衛

太郎右衛門 次郎兵衛

半兵衛 忠左衛門

武兵衛 伴次郎

市兵衛 市郎右衛門

月行事

太兵衛 藤右衛門

年番

市郎兵衛

高野新右衛門殿後見

高野善次郎殿

この普請は自分達が願ひ出て引受けたものではないのだし、年々の地代収入を得ていた拝借屋敷を提供したのだから、負担はそれ限りであとは一切関知しないというかなり強い町内の意思表示をしたものなのである。

江戸南伝馬町名主吉沢氏の失踪をめぐって

(一七三)

三七

さてこうして土木工事完了の結果生じた一万両余の新らたな借財を処理するために、安永二年三月には南鐐二朱銀二千八百五十両の無利足貸付をうけ、さらに同六年には同じく一万両を幕府より借用することになった。それぞれの経緯について詳しくは次項でふれるが、後者の借金は三分三厘の利払いで十年賦返済という条件であったが、完納は寛政九年となっている。従ってこの期間の質屋上納金の下附は伝馬役助成としての実質的意義を失ってしまった。これより先、天明八年には質屋上納金は廃止となり寛政元年からは幕府から直接に四百両宛下附されることになった。この後文化九年儉約令が出されて同十三年までの五年間は二割八十両を削減されているが、その後も四百両宛の助成を受けており少くとも天保十四年まで継続されている事実を史料のうえでみることができる。

ところでこのような土木工事の結果、安永元年十月に浜町入堀北側に完成した九千坪の三俣築立地について、伝馬役人より町奉行所に対して、同所の支配と地代取立ての請負いを認められれば五年後より毎年千両ずつ上納するという申請もなされているが、実際にはまともならなかったようである。また同所は初め地固めのためということでも水茶屋などの出店が許可され、その後三俣富永町とよばれ、新吉原が類焼してその仮宅がここに設けられたこともあって次第に遊興地となった。ことに夏の夜の賑わいは相当なものであったようである。しかし大川下流の水はけを悪くしたこと、年々の地代收納が減少したことなどから、寛政二年には幕府の手によって取りこわされている。¹⁰⁾

(2) 南鐐二朱銀の借用

前項に述べたように伝馬助成金を得るために請負った三か所の土木工事の完了は結果として伝馬役人に多額の借財を残した。この処理のために行われた二件の南鐐二朱銀の借用についてみてみよう。

南鐐二朱銀は幕府が小判に対する小額貨幣として流通させようとして明和九年九月に発行したもので、金貨に対する銀貨の補助貨幣化という方向が決定づけられたといわれるものである。また幕府はこれをはじめ江戸で流通させることと

し、明和九年十月には江戸の本両替屋六人に対し一万両を三年賦、無利足、無抵当の条件で貸付け、ついで江戸の札差、米問屋などにもなかば強制的に貸与している。さらに安永三年からは京都、大坂での流通を図っているものである。⁽¹¹⁾

このようなかたちで新らたに鑄造発行された二朱銀の借用を伝馬町は願ひ出ているわけであるが、まず安永二年に行われた二朱銀二千八百五十兩の無利足借用についてみてみよう。同年三月より伝馬町と町奉行所間の交渉が行われているが、結局、伝馬町側の要望は次の通りであった。すなわち新らたに発行された南鐐二朱銀を通用させるために無利足で諸所に貸付けるということを聞いている。そこで質屋上納金を年々九百五十兩ずつ受取ることが本年で予定の八年間のうち四年間続いて来ているが、この三年分担当額二千八百五十兩を前借りするかたちで無利足で貸付けてほしい。これをもってこれまでの所々借入金の一部を一時に返却しその三年間の利足負担を軽減させたいというものである。これについて町奉行所側から質屋上納金三年分を保証金とするだけでなく、なお相当の家質証人を立てるよう要請があったが、当初はそれのあてがなく五年後より予定されている毎年四百兩の拝領金をもってこれに代えたいという伝馬町側の返答がなされる。しかしその後、大伝馬町一丁目家持喜三郎⁽¹²⁾の町内所持屋敷三か所沽券高三千百五十兩分をこれにあてることになった。さらにこの家持証人を家質証人にするようとの指示が出されるが、伝馬町側は喜三郎の承諾は得ているけれどもこの分はいわば余分の担保であり、できれば家持証人のままの扱いにしてほしい。万一、質屋上納金の拝領が滞ることになり返済が困難となるような場合には、喜三郎所持の家屋敷のみでなく伝馬役人のそれも売払って返済にあてると答えている。当時の五人の伝馬役人の所持する家屋敷は草創地も含まれ沽券状のない場合もあるが、それぞれの沽券金相当高及びそのうちの書入れ高は第一表の通りであった。小宮善右衛門に屋敷のないこと、またいずれも書入れがかなりあり、最も少ない馬込勘解由の場合でも沽券金高の三割五分にも及んでいることなどが注目される。また貸付金二千八百五十兩の用途については、まず金二千七百二兩三分、銀十匁五分は第二表のような諸所よりの借入金の返済にあて、残金百四十七兩、銀四匁

五分についてはさきの土木工事の諸色買掛小買物及び世話役給金、会所雑用等で未払いのものの返済にあてたいとも答申している。

こうして同年六月十日、貸付金が下付されたが伝馬役人及び喜三郎連名の請状が町奉行所に対して出され、返済は安永四、六年に下付予定の九百五十両ずつをもって行うこと。証人喜三郎、伝馬役人所持の屋敷の売払いや書入れは決して行わないことを約束している。さらに伝馬役人連名の証文が喜三郎に対して書かれ、とくに喜三郎が家持証人となったことに謝し、万一の場合にも伝馬役人所持の屋敷を売払い決して迷惑はかけないと記されている。なお同月二十日には吉沢主計所持屋敷の二筆のうち表間口八間口の屋敷を家質書入方へ売渡すことがあり、代りに同人親類六兵衛の南伝馬町一丁目東側北角の屋敷が書上げられている。

さて次に安永六年に行われた南鐐二朱銀一万両の拝借についてその経緯をみてみよう。この場合は先きの例と異なり、安永四年より交渉が開始されて決定まで二年を要しているものである。同年五月大伝馬町一、二丁目の家持五十一名は馬込勘解由の連署をうけて連名で訴状を町奉行所に提出している。そこにのべられていることは、先きの三土木工事費の請負いで三伝馬町は予定外の出費として一万一千八十二両を負担した。そしてそれに昨年まで四年間の利足三千四百四十九両二分余をさらに加算して負担している。とくに大伝馬町は勘解由ならびに町内家持の才覚によりその過半にあたる九千五百八十二両を調達した。そのために大伝馬町は三伝馬町へ下附される予定の質屋上納金年四百両宛をすべて元利皆済まで引取る約束になっているが、このままでは四百両の拝領金をいつから南伝馬町や小伝馬町に配分しうるのかの目算もたない。三俣築立地の地代取立て役も他の者に許可されたようなので、今後の伝馬役継続のために来る安永八年よりの毎年四百両の拝領金二十五年分を引当てて一万両の南鐐二朱銀を貸付けてほしいというものである。

この訴えについて問題となったのは次のような点であった。まず伝馬役負担が近隣の町々の公役金負担にくらべて重い

第1表 安永2年伝馬役人所持屋敷

所持者	所在地	沽券相当金高	書入高
馬込勘解由	大伝馬町2丁目上横町北側新道角 表間口京間11間半・裏行20間	2300両	800両
吉沢主計	南伝馬町1丁目東側北角 δ 2軒目 表間口京間4間半・裏行20間	800両	400両
	同上3軒目 表間口京間8間・裏行20間	1250両	700両
高野善次郎	南伝馬町2丁目西側北角 表間口京間10間・裏行20間	2500両	2200両
小宮善右衛門	所持屋敷なし		
宮辺又四郎	小伝馬町2丁目北側西角 δ 2軒目 表間口京間7間半・裏行20間	1100両	600両
※塩瀬六兵衛	南伝馬町1丁目東側北角 表京間5間・裏行20間川岸付	1500両	800両

※後に吉沢主計所持表間口8間口屋敷売払のため代りに書上げられたもの

第2表 安永2年伝馬町借財(土木工事関係)

借用先	借入金	未返済金	
		元金	利足
三河屋・儀右衛門	1300両	1111両2分	74両・6匁
大坂屋・庄三郎	300両	200両	8両
本所壺ツ目・八郎兵衛	300両	200両	12両
嶋屋・長右衛門	350両	299両1分	17両3分・12匁3分
深川・八左衛門	300両	256両2分	7両2分・11匁7分
赤坂田町・権兵衛	130両	111両1分	7両3分・2匁2分5厘
伊勢屋・十兵衛	100両	85両2分	4両2分
室町・助右衛門	100両	85両2分	4両2分
伊勢屋・善太郎	50両	42両3分	2両・8匁2分5厘
両替屋・儀右衛門	150両	100両	なし
下方・庄次郎	112両	72両	なし

江戸南伝馬町名主吉沢氏の失踪をめぐって

(一七七)

四一

ということ、三か所の普請費用を請負い年四百兩ずつの助成を得るからには今後助成金の申請はしないといった約束に反する。また年四百兩の助成金を引当てて一万兩借用するというのは「拝借」ではなく「前借り」であろう。そして伝馬役運営のことは三伝馬町一体のことであるのに勘解由と大伝馬町々人のみの訴えは手続上問題があるうということであった。結局、翌六月に五人の伝馬役人の名で、本年より三分の一ずつ返済されだしている江戸市中に無利足で貸付けられている南鐐二朱銀の中から一万兩を貸付けてほしい。返済は年四百兩ずつの拝領金を主としてあてたいという再度の拝借金申請の手続きが行われている。この件について大伝馬町の家持は馬込勘解由の連署をうけて連名で南伝馬町と小伝馬町の伝馬役人にて今回の処置を謝し、申請が許可されたら拝借金一万兩は大伝馬町内へ渡してほしいという要請も行っている。

この後、日光社参を控えて助成処置を早くとってほしいというかたちで訴えがくりかえされるが、安永五年二月になると伝馬町はさらに新しく申請を重ねている。すなわち借用した一万兩はまず、これまで利払いが年々七百九十六兩余になつている伝馬町の高利の借入金七千兩の返済にあてたい。他に伝馬役人の親類や町内より集めた借財があるがこれは暫くおいて、残る三千兩は相応の利足を取って確かな方へ貸付けを行うつもりである。それによって借用の一万兩は三年後の安永八年より十四年間（毎年七百兩ずつ、最終年のみ九百兩）で返済する。さらに二分の利足については返済開始までの二年間は年二百兩ずつ、返済終了後二年間は年七百六十三兩ずつで支払うというものである。この返済について期間が十年以上に及ぶのは好ましくないなどの指示があり、同年十一月には十年賦返済という条件変更と家持証人の申請をしている。さらに翌十二月にも再度の指示があり家持証人を増加している。第三表にみるように家持証人の十か所の家屋敷の沽券金高は一万二千百八十五兩である。

その後、伝馬町の受けた助成の前例についての調査や、利払いを五分とするよう指示があつて応答がくりかえされ、十

第3表 安永5年 伝馬町申請家持証人

鎌倉町家持 七右衛門	本町3丁目北側西角 3軒目 表京間5間・裏行20間	2300両
	小網町3丁目東角 5軒目 表田舎間6間3尺6寸8分・ 上之方奥行17間2尺 下之方奥行17間2尺7寸	2030両
鎌倉町家持八右衛門 伊右衛門	神田永富町1丁目北側中通東角 表京間3間・裏行20間	690両
同上 長次郎	鎌倉町中新道東角 4軒目 表京間4間1尺8寸・西裏行13間1尺 東裏行13間3尺8寸	1000両
大伝馬町2丁目家持 楠之助	大伝馬町2丁目上横町新道角 3方屋敷 表京間10間・裏行20間	2500両
	同上続角 2軒目 表京間3間・裏行20間	600両
大伝馬町1丁目家持 喜三郎	大伝馬町1丁目新道下横町角 2軒目 表田舎間5間4尺・裏行20間	925両
	※大伝馬町3丁目西角 2軒目 表京間5間・裏行20間	190両
大伝馬町2丁目家持 平八	※四谷伝馬町1丁目南角 3方屋敷 表京間15間・裏行20間	1800両
	※同上西角 2軒目 表京間3間・裏行20間	150両

※安永5年12月申請の証人 その他は11月申請

二月末になって利足三分、十年賦返済の条件で借用したいという申請が行われている。また翌安永六年二月には、拝借金申請の中で伝馬町が訴えている將軍の日光社参の負担が重いというのは具体的にはどういふところか、しかるべき手当も与えているはずだがという問合せに対してそれに答える資料が提出されている。さらに二朱銀の市中流通を目的としての貸付けであるから借用金の返済についてはすべて金子で行うようとの指示が出された。また三月になると返済期間十年は長

江戸南伝馬町名主吉沢氏の失踪をめぐって

期なので利足は三分三厘とするよう指示があり次のような返済予定の細目が決定されている。すなわち本年及び来年は元金の支払いは行わず、利足三百三十両ずつを支払う。三年目より年千両ずつ十年間で元金を返済する。この間の利足千八百十五両については元金返済完了の翌年及び翌々年に九百七両二分ずつ支払うというものである。こうして二年間にわたる長期の交渉の結果、ようやく安永六年四月、利足三分三厘、十年賦返済、金子払い、第三表の家持証人をたてるという条件で南鐐二朱銀一万両の借用が決定したのである。

さてこのようにして借用した一万両は、実際には馬込方で預かり処理がされたわけであるが、返済についてもさまざまな曲折があった。すでに安永九年十一月には返済条件は不明だが年々千両ずつの返済金のうち五百両を借用するということがあり、安永十年（天明元）には年千両の返済金のうち八百両を五年間借用し、その間に一割の利払いを行い、六年後の天明六年と七年の四百両の拝領金をもって返済にあてるといふことがあるのである。また同年十二月には天明三年の拝領金四百両をあててさらに四百両を借用している。この三回の伝馬役人の借財は、実際には天明二年に利足を五分に引下げ十年賦とするようになって返済が進められたが、天明六年分として元金百七十両、利金五十両、計二百二十両の返済ができず、天明六年から八年までの三年間は利払いのみとしてほしいという要請が出されている。皆済状況は不明である。

このように次々に新しい借入金が生れる中で、二朱銀一万両の返済は天明二年まで年々千両ずつ続けられたが、天明三年に至って延納願いが出されている。近年人馬御用が増加しているのに諸色高直となり借入金の貸付けの運用が順調に行かない。人馬賃銭が高騰し、しかも馬数も減少して甚だ困窮している。当天明三年分の千両の返済を翌々五年に繰りのべ、残金六千両の三分三厘の利足百九十八両の支払いを天明四年に行うことを認めてほしいというものである。この間、町奉行所より訴状には失踪した吉沢主計の代りとして南伝馬町一丁目の月行事の加印をするようにとの指示があったが、伝馬町側は当初より伝馬役としての責任で貸付けを受けて来ているので月行事の加印は赦免されたい、今後は吉沢を除いた五

人の伝馬役で事の運用を行うと答えることがあった。この延納願いについては、天明四年正月になって大伝馬町と小伝馬町のみを類焼を理由として利金（金百十八両三分、銀三匁）だけの支払いが認められ、南伝馬町は相当分の元金として四百両を返済するという事になっている。

続いて天明五年正月には返済残金四千六百両の処理方法について九年賦返済（毎年五百両ずつ、最終年のみ六百両）、利足三分七厘という条件に変更し、元利皆済は寛政九年となるようにしたいという訴状が出され、その後、利足を四分に引上げて同年十二月にはこの申請が認められている。

その後、天明六年四月家持証人のうち大伝馬町二丁目平八の所持地である四谷伝馬町一丁目沽券金千八百両の屋敷が家質に入り、竹川町安之助所持の芝金杉一丁目東側角表田舎間四間・沽券金四百九十両、三十間堀七丁目南角より五軒目表田舎間七間・沽券金七百四十両の二か所が代りに書上げられたことなどがあったが、一応順調に返済は進んで寛政九年に元利とも返済は完了している。

先きにもふれたように三土木工事費請負の後仕末のための南鐮二朱銀拝借の一件は、主として大伝馬町が中心となって進められて来たものであった。従って質屋上納金四百両も実際にはすべて大伝馬町が引取って管理をしていた。寛政九年に元利皆済となった時点でこのことが問題となり、以後は従来の拝借金等の配分例に従って四百両を分けたいということが南伝馬町と小伝馬町から言い出されている。大伝馬町と南伝馬町がそれぞれ全体の五分の二ずつ、小伝馬町は五分の一、さらに南伝馬町は配分額の三分の一を伝馬役、三分の二を町内に分けるようにするというものである。従って大伝馬町と南伝馬町は百六十両の配分を受けることになる。このことは主として南伝馬町側から言い出されたものである。それは南伝馬町の町内家持達が質屋上納金四百両のうち、自分達が当然手にすべきものとして高野ほかの伝馬役人に對して受領を主張していた年三十八両ずつの支払いが滞っており、しかるべき配分を早く受けてそれを解決したいというところ

ころからの発議であった。しかし大伝馬町側は大伝馬町が立替えた分についての元利ともに返済が完了するまでは全額を引取りたいと反対した。交渉の結果、馬込方で三土木工事費の立替えを行った金九千五百八十二両、銀六匁二分五厘のうち、高野、小宮方の引受け分である金三千八百三十二両三分、銀五匁四分九厘六毛、(利足九分) について、その十分の一にあたる金三百八十三両、銀十七匁を享和元年より二十年賦で支払うことで結末をつけることとなったのである。年額金十九両、銀八匁五分五厘となる。この際、同時に高野新右衛門の負債家質分も二十年賦返済となり、この分の年額七両二分、また高野、小宮両伝馬役所地代金の年額十六両、都合この三件あわせて金四十二両二分、銀八匁五分五厘相当のものが四百両の拝領金の中から支払われることとなったのである。その後この年賦返済の完了が近ずいた文政元年に至ってこの件の処理が再度の問題となり、ようやく南伝馬町は質屋上納金四百両のうち慣例通り五分の二に相当する百六十両の配分をうけることとなった。しかし町内における再配分について、高野、小宮側は従前通り伝馬役人三分の一を、町内の家持達はそれを五分の一と主張した。両者間に交渉が行われた結果、最終的には伝馬役人は四分の一に相当する四十両、町内の家持達は残る百二十両ということになっている。しかも大伝馬町に対する南伝馬町の二十年賦の負債の残り五年分、新右衛門の家質返済金の残り六年分、両伝馬役所地代金の支払いは伝馬役分の四十両中から支払われたのである。南伝馬町における名主(伝馬役人)と町内家持層との一貫した対立関係ともいうべきものをみることができよう。なお小伝馬町の取扱いについては詳細は不明である。こうして明和七年の三土木工事の着手を発端として、伝馬町の伝馬役運営にかかわる助成金をめぐる複雑な経緯は一段落をなすわけである。

四、むすび

十八世紀後半、明和から寛政頃までの伝馬町の伝馬役運営にかかわる助成金獲得を主たる目的とした一連の動きは、江

戸時代全体を通じてもかなりきわだった複雑な経過をたどっている。それまでにおける伝馬町の受けた伝馬助成のための借財の主なものを列挙すると、延宝二年・二万五千貫文・十年賦返済、元禄十二年・五千両・十年賦返済、享保十八年・二千七百両・十年賦返済、延享三年・六千両・二十年賦返済などとなり、幕府からの金銭の下附や貸付けを受けることはほぼ恒常的に行われてはいる。しかしこの時期における伝馬町の伝馬役運営のための財政は相当に逼迫していたのであり、それが他のいずれの例にまして事態の処理を複雑にしてしまったのであろう。

無償あるいは低く押えられた公定賃金によって大量の人足、伝馬を幕府の命のままに提供するという義務を負った伝馬町の伝馬制度は終始同一の矛盾を解決しえなかった。それは商品流通量の増大を背景としながらより有効な大量輸送手段として発達して来ていた舟運、あるいは大八車や牛車などの他の交通機関との競合、城下町として大きく発展した江戸へ流入して来る近在の百姓馬などにより伝馬町へ役勤めをする馬持の稼ぎの場が減少したため、人足・伝馬需要量の増加に反してとくに伝馬を確保することの困難になって行く傾向であった。天明八年五月、伝馬町は町奉行所に対して、伝馬町の統制をはずれて鞍判を受けずに駄賃稼ぎをする馬持が後をたたないので、是非とも鞍判を受けない無判馬を禁止する触れを前回の享保十四年の例にならって出してほしいと要請している。鞍判の制度とは主として江戸近在の馬持に対して伝馬町へ公定賃金によって一定の役勤めをさせ、その代償として荷鞍に伝馬町の許可印（鞍判）を押した上で、江戸府内における、あるいは府内からの附出しの駄賃稼ぎを認めるといふものである。伝馬町の役馬を増加させるとともに近在馬などの江戸府内での駄賃稼ぎを規制して伝馬町に対して役勤めをする馬持の保護を図ったものである。この天明八年五月の訴えは、在方の者ばかりでなく江戸の諸商人までが無判馬で江戸附出しをしているし、周辺の宿々の問屋共もやはり武家方の附出荷物を請負って無判馬を使用している。そのため江戸馬持の稼ぎが薄れて渡世を離れ馬数が減少しており三伝馬町々人一同難儀をしているので、江戸表への出稼ぎ馬の多い武蔵・下総・相模・甲斐の四か国と江戸府内へ御触れを再度

—参考略年表・18世紀後半の伝馬町—

1760	宝曆10	大伝馬町・小伝馬町類焼2500両借用
61	11	
62	12	
63	13	
1764	明和1	朝鮮使節・琉球使節人馬
65	2	日光法会人馬
66	3	
67	4	大伝馬町類焼1000両借用 延享2年借用金皆済予定年
68	5	
69	6	
70	7	三土木工事着手 質屋上納金 950 両拝領開始
71	8	
1772	安永1	三土木工事完了
73	2	南籙二朱銀2850両借用 延享2年借用金皆済
74	3	
75	4	
76	5	
77	6	
78	7	南籙2朱銀1万両借用 安永2年借用金皆済 質屋上納金 400 両拝領開始
79	8	
80	9	500両借用
1781	天明1	800両・400両借用
82	2	
83	3	吉沢主計失踪
84	4	
85	5	南伝馬町1丁目 高野・小宮年番持
86	6	
87	7	安永7年借用金皆済予定年
88	8	無判馬取締り再触願
1789	寛政1	
90	2	三俣埋立地取こわし
91	3	
92	4	馬込勘解由処罰 大伝馬町組合名主年番持
93	5	
94	6	
95	7	
96	8	
97	9	安永7年借用金皆済
98	10	
99	11	
1800	12	
1801	享和1	馬込平八再任 三土木工事南伝馬町請負分(1/10, 20年賦)返済とりきめ

出してほしいというものである。この訴状は結局取り下げられているのであるが、伝馬役運営の困難な事情と、この時期においてもそれが全く解決されていないことを如実に伝えるものであろう。

こうした中において明和期はその当初から伝馬町にとって多事であった。明和元年の朝鮮使節及び琉球使節来聘翌二年の日光法会というように大量の人足、伝馬を提供する必要のある諸行事が相次いだ。例えば日光法会のための両伝馬町（大伝馬町・南伝馬町）の負担は、無償提供の人足一万四千四百六十四人、同じく伝馬千二百疋、公定賃銭を得る伝馬千七百五十二疋であってこのための経費として金千四百八十三兩二分、銀五匁三分二厘に及んでいる。また朝鮮使節、琉球使節に関してこの年の数値をつかみえないが、琉球使節の場合に正徳四年の例で人足千二百五十人、伝馬四百疋を数えている。また朝鮮使節の場合は人馬提供を行わないのが原則であったが、いずれも今回限りということである。伝馬を提供している例が何回かあり、享保十二年の例では人足百人、伝馬百疋を負担している。両伝馬町の平均的な年間の負担について知るとは困難なのであるが、延享元年の例にみると年間に提供した伝馬八千九十二疋、人足一万四千八十九人、このための諸経費金千九百三十二兩二分、銀十三匁三分二厘五毛となっている。また天保元年から十三年まで連年の数値をみると両伝馬町の道中伝馬役運営費は千五百兩から二千百兩位までとなっている。なおこの前後、宝暦十年に大伝馬町と小伝馬町が類焼し、そのため十五年賦返済の条件で二千五百兩を借用していること、明和四年には大伝馬町が類焼して、五年間裾置き六年目より二十年賦という条件で千兩の借財を負っていることなどもあわせ考えると明和期の伝馬町の財政はかなり厳しかったと考えてよいと思われる。延享三年に伝馬町が五年裾置き六年目より二十年賦の条件で借用していた六十兩の返済期限は明和七年がその予定であったが、結局安永二年まで皆済が延引しているのもこうした事情のためである。

そしてこれらの事態の解決策としてさきに見たような土木工事費の請負いの代償として伝馬助成金を年々受領するとい

う計画がたてられたのであった。今後は伝馬助成のための拝借金などを願ひ出ることをしないという伝馬町の一札が入れられているように、それなりの効果を期待した立案であったが、実際には大幅な赤字を出しそれを処理するためにさらに伝馬町は借財を重ねるといふ結果になったのであった。

このような伝馬町の伝馬役運営にかかわる困難な事情の累積しつつある中で、天明三年吉沢主計の失踪事件が起つたのである。無論、伝馬役運営についての責任は主計個人のみにかかるものでなく、また第一表の伝馬役人所持屋敷の書入高にみるように伝馬役人それぞれの経済状況がひとり主計のみ困窮しているというわけではない。失踪事件の主要な原因そのものはむしろ主計個人にかかわる理由があつたのであろう。しかしそれにもかかわらず一方の一般的な原因としてこれまでみて来たようなこの時期における伝馬役運営の困難な状況を指摘しておきたいと思う。

寛政四年、大伝馬町の馬込勘解由が名主・伝馬役取放ちの処分を受け、享和元年に息子の馬込平八が再度任命されるまで大伝馬町は組合名主の年番支配となることがあつた。寛政の改革の一環として各町に町入用の儉約額を指示したり、七分積金の制を実施することなどのため、天明元年から寛政元年までの江戸市中の地代店賃上り高及び町入用掛り高が調査されたが、その際に町内の地主達の意見もあつて大伝馬町分についての申告を定められた通りに行わなかつたことによるものである。

大伝馬町肝煎名主

勘 解 由

其方儀、町方改正ニ付、以来名主所持之地面を町入用小間割、無不同可差出旨申渡候ニ付、伝馬入用共差出候心得ニ候処、伝馬入用名主役料割合も其方地面相除、町入用計出銀致候様、地主共申聞候ニ付、減方書上帳面但書ニ其趣認差出、其後沙汰無之聞濟有之候儀と相心得、右二口之入用不差出罷在候段申といへとも、右之趣地主共申聞候共、町

法改正ニ付申渡置仕法帳ニ振候義ニ候間、急度差留、或も別段可申立処、却而及対談、書上沙汰無之候迎、右之割合不差出罷在候段、右躰不正之筋を可正ため肝煎役をも申付置候上は他町迄可制身分を不顧、地主共申旨ニ泥ミ、利欲ニ迷ひ不正之致方不埒ニ付、名主伝馬役取放押込申付候⁽¹³⁾

すなわち以後は町法改正ということで名主所持之地面へも町入用その他を小間割で割り掛けることになるので、すべてを書き上げるべきなのに伝馬入用と名主役料については勘解由所持分を除いて報告したというのである。報告された過去五年間の地代店賃上り高と町入用掛り高にもとずいて、各町へ以後の儉約額が指示されるわけで報告する数値はなるべく押さえておく方が有利になるのであると思われる。なお寛政九年に喜田有順によって著わされた「親子草」の中の「中洲全盛之事」という一章では、三保埋立ての企てが勘解由の計画によるという書き出しで、埋立地がのちに遊興地として繁栄したことを伝えさらに終りにはこの勘解由の処罰とさきの主計の件をあわせて次のように書いている。

且又右勘解由は町方御改正被仰付候後、間もなく地主々々へ無心申掛不正之筋有之候付、御伝馬役名主役とも御取上げに相成今は町役人にて御伝馬役相勤候由、又勘解由と同じ様成名主にて中橋南伝馬町に吉沢主計という御伝馬役相勤候名主有之、是も天明三卯年の比、預置候家賃証文を以八重借いたし右ニ付出奔いたし候、右兩人の名主は御由緒も有之候当地にて二人の名主のよし、をしき事に候也⁽¹⁴⁾

撰要永久録や御伝馬方旧記にみる記録とは若干ニュアンスの異なるものではあるが、この書の成立年時を考えると見るべき価値ある記事であろう。いずれにしても吉沢主計の一件が、失踪ということそのものの直接的原因は主計個人にかかわるものであるとしても、一方では決して主計個人に特殊な事情のみによって起ったものではないことを考えてよいものと思われるのである。

註

- (1) 江戸伝馬町の伝馬役について、拙稿「江戸両伝馬町の成立過程及び機能について」(『慶応義塾志木高等学校校研究紀要第一輯』所収)、「江戸両伝馬町の道中伝馬役運営」(『史学』42—1所収)、「江戸伝馬町の鞍判制度」(『史学』43—1・2合併号所収)参照
- (2) 南伝馬町組合——豊町、大鋸町、桶町、五郎兵衛町、北紺屋町、鈴木町、本材木町
- (3) 「御伝馬方旧記17—10」
- (4) 「御伝馬方旧記17—11」
- (5) 「御伝馬方旧記家17—9」
- (6) 家質について、中田薫「徳川時代の不動産担保法」(『法制史論集第二巻』所収)、石井良助「家質の研究」(『国文学会雑誌』73—1所収)、同「続古法制雑考(四)——江戸の町屋敷の売買——」(『国家学会雑誌』77—1・2合併号所収)参照
- (7) 「大日本近世史料、市中取締類集」十七ページ
- (8) 幸田成友「江戸と大阪」六十ページ
- (9) 「撰要永久録・御用留18—141」
- (10) 「親子草卷一のうち十一、中洲全盛之事」(『新蒸石十種』第一卷四十二ページ)
- (11) 作道洋太郎「貨幣と信用」(『体系日本史叢書・流通史I』二百九十八ページ)参照
- (12) 久保寺喜三郎、馬込氏の下で古くより町内年寄、伝馬行事などをつとめ、寛永年間には同町内の赤塚善右衛門、升屋七左衛門、富屋四郎左衛門とともに木綿問屋となっている大伝馬町内の有力者である。(北島正元「江戸商業と伊勢店」六十四ページ)
- (13) 「撰要永久録・御用留12—199」
- (14) 「親子草、中洲全盛之事」、前掲